

An instinct for growth™

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第 534 号 この資料は全部お読みいただいて 90 秒です。

今回のテーマ： BEPS（税源浸食と利益移転）行動計画

リーマンショック後の各国の財政状況の悪化を受け、また、スターバックスやグーグルなどの国境を越えた租税回避に対応するため、2012年、OECDにおいてBEPSプロジェクトが立ち上げられました。G20も含めた国際協調の下、「国際的二重非課税」防止のために、2015年12月を期限とする15の行動計画がまとめられています。

国際課税の共通ルールの策定に向けての15の課題と行動計画

①電子商取引課税	当該国に支店などの恒久的施設（PE）がなくても経済活動ができることから、どのように法人税や消費税を課するか
②ハイブリッド・ミスマッチ	法人か組合かなど、二国間での取扱いが異なることを利用した租税回避への対応
③外国子会社合算税制	低課税国の外国子会社を利用した租税回避への対応、実効性のあるタックスヘイブン税制の普及
④利子損金算入制限	利子が損金算入できることを利用して外国関連会社へ過大な利子を支払うことによる所得圧縮の防止、過小資本税制の普及
⑤有害税制への対抗	各国の外国企業誘致のための囲い込み優遇税制や金融などへの低実効税率など有害税制への審査、対抗
⑥租税条約乱用防止	租税条約非締結の第三国を利用した租税回避への対応
⑦PE認定人為的回避	経済実態にあった課税のための恒久的施設（PE）定義見直し
⑧⑨⑩移転価格税制	親子会社間での無形資産移転、リスクの移転や資本の過剰配分による税源浸食などを防止
⑫節税策報告の義務化	タックスプランニングの報告義務化
⑬移転価格関連の文書化	直接取引のない子・孫会社間取引情報などの親会社税務当局への報告義務化による全体像の把握
⑪BEPS分析、⑭相互協議、⑮多国間協定	各国政府からOECDに指標を集約し分析、相互協議と仲裁制度の充実、多国間協定案の開発

2015年度税制改正における日本の対応

電子書籍配信などに対する消費税課税の見直し（①対応）、外国子会社配当益金不算入見直し（②対応）、出国時課税制度の創設（⑥対応）が行われました。

お見逃しなく！

2016年度税制改正予定として、⑫企業の節税策報告義務（5月26日付日本経済新聞）、⑬移転価格関連の文書化（3月9日付日本経済新聞）が報道されました。⑬は、グループ全体の概要や取引基本構造を記載した「マスターファイル」と、各グループ間取引情報を記載した「ローカルファイル」の準備、加えて、連結売上1,000億円以上の企業に対しては、2016年1月1日以降開始事業年度より、国別の会社概要や収益や納税情報を記載した「国別報告書」の提出の義務化が想定されます。海外グループ会社の税務情報を含めた管理が十分でない企業は、準備を始める必要があります。